

監修：矢萩大輔 (有)人事・労務 代表取締役
無料農業支援ポータルサイト
「われらまちの農縁団」
<http://social-jinji-roumu.com/farming/>

今回の
執筆者 瀬戸山 匠



(有)人事・労務 パートナー／
(株)Share Re Green代表
(有)人事・労務農業部門で4年間
コンサルティングに携わりながら自
社ファームの農園長を務めた。現
在は同社の運営する903シティフ
アーム推進協議会の一員として
田心カフェに関わりつつ、2020
年にShare Re Greenを設立。
22年9月より埼玉県越谷市にて
コミュニティファーム「大相模ガ
ルテン」の運営を開始。

脱炭素に向けて 農業経営も動き出す

今回のキヤスト 農 藤田 匠、西園寺 千代

脱炭素に取り組みながら農業経営にも資する。小規模でも可能な仕組みが創設された。アルパカファームでもまずはセミナーへ。

千代 藤田社長、こんなチラシが入ってましたよ。脱炭素、SDGs……あんまり農業関係のセミナーっぽくないチラシですね。

藤田 J・クレジット制度って、この前青年部会でも話があったよ。田んぼの中干し期間を延長することで、メタンガスの排出量を削減することができて、その削減分を売ることができるらしいよ。

千代 なんだか違う業界の話みたいですね。農業でもそういう制度がはじまったんですね。興味あるなあ。でも、うちみたいに5haしか管理していない事業者はさすがに対象にならないんですかね？

藤田 いや、そんなことなく、小規模の事業者も協議会に入れば参画できるって聞いたなあ。たしか今うちの地域でも4事業者くらい参加するって話だったよ。それこそ山田さんとか、以前から環境配慮型の農業に興味があったみた

J・クレジットが秘めた地域農業の可能性

いで。もし千代ちゃんが興味あれば、そのセミナー受けてみてほしいな。
千代 ほんとですか！ 興味あります。山田さんも参加するんですね。山田さん以外にも3事業者も環境に配慮した農業に興味があるんですね。誰なんだろう、会ってお話ししてみたいです。

「SDGs」という言葉は、すっかり日常に定着しました。農業の分野においても、一部の農業経営者によって先進的な取組が実施されてきました。昨年水稲栽培における中干し期間延長の「J・クレジット制度」が施行されたことで、中小規模事業者にとっても参画しやすい体制が整えられてきています。生産し続けることで成長していくJ・クレジット制度の取組は、新しい流れの分岐点のように感じています。

水稲栽培の中干し期間 延長による「脱炭素」施策

▼既存の施策

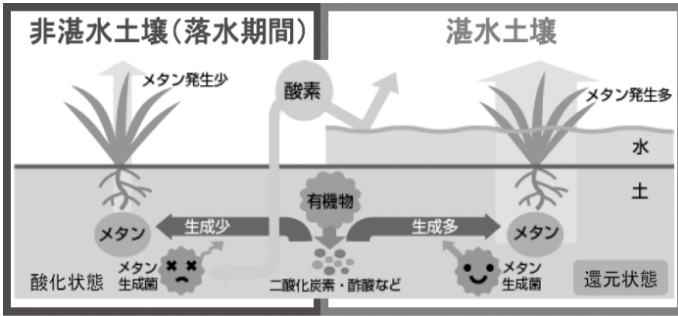
▽環境保全型農業直接支払交付金
——化学肥料、化学合成農薬を

「J・クレジット制度」とは

温室効果ガスの排出削減・吸収量を「クレジット」として国が認証し、取引を可能とする制度。計画書をつくり(プロジェクト登録)、排出削減・吸収の取組を実施して報告し(クレジット認証)、認証されたクレジットを販売することで収益が得られる。当制度では、水稲の栽培期間中に実施する「中干し」の実施期間を延長することによって削減されるメタン排出量を評価する。

原則5割以上低減する取組と合わせて、「長期中干し」(水田の溝切りと14日間以上の中干し)を行なうと、800円/10aの交付金を支給。

▽みどりの食料システム戦略推進交付金——グリーンな栽培体系への転換をサポート。中干し期



水田から発生するメタンは、土壤に含まれる有機物や、肥料として与えられた有機物を分解して生じる二酸化炭素・酢酸などから、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成される。水田からのメタンの発生を減らすには落水期間を長くすること（＝中干し期間の延長の実施）が重要。ただし、中干し期間の延長によって、地域によっては増収した場合もあるものの、平均3%程度減収したと報告されている（他方で、登熟歩合向上、タンパク含量低下など、品質は向上したとの報告も）。減収要因として、過度の土壤乾燥などが影響する場合がある。

『記録していない場合、これから2年間記録を取ったうえで申請する。その記録が「延長しない日数としての基準」になるので、延長せず、必要な期間だけ実施する。過去の記録がないにもかかわらず延長に取り組んだ場合、過去と比較して延長した事実が証明できないことから、クレジットの対象に

ならない。
② 中干し実施に関する生産管理記録が必要
 『生産者、農業法人の従業員等が作成した書類（電子データを含む）であること。出荷先の農協等が示す様式、農業者が利用する営農支援ツールの様式等にしたがい、記録事項が体系的に記載されたものであること。
③ 年間CO₂相当100t以上の削減プロジェクトであること
 『年間排出削減量は「プロジェクト実施水田の水稲作付面積×所在地域・排水性・施用有機物別の排出係数×30%」という計算式で算出する。所在地域によって係数が変わるので地域差があるが、100～28ha以上の面積が必要になる。
④ 一事業者単体ではなく複数事業者の共同プロジェクトとしても実施できる
 『地域別の係数による必要面積を満たさない場合、協議会などの受け入れ母体をつくり、事業者単体ではなく複数事業者の共同プロジェクトとして実施すれば条件は満たされる。
⑤ 水田の排水性によって排出削減量が異なる

※条件別排出削減量など詳しくは農水省農業環境対策課「『水稲栽培における中干し期間の延長』のJ-クレジット制度について」(QRコード) 参照。

同じ地域の中で「脱炭素」という共通の目標を掲げた大小さまざまな規模の事業者が共同でプロジェクトを実施することで支えあい、持続可能な農業経営の一助となる可能性を秘めているのです。



間の延長などの「環境にやさしい栽培技術」を取り入れた「グリーンな栽培体系」を地域で検証し定着を図る取組に対し、交付金により300万円または360万円を上限に定額支援。

▼新規の施策
 ▼J-クレジット制度——中干し期間を、その水田の直近2カ年以上の実施日数の平均より7日間以上延長し、その旨を証明する生産管理記録等を揃え、第三者機関の審査を受けた後、制度事務局に申請（肥料・農薬の低

減や溝切りは不要。水田の所在地域・排水性・施用有機物量（稲わら・堆肥）に応じた排出削減量（CO₂相当）を「クレジット」として認定。創出した「クレジット」を販売すれば、価格に応じた収益が得られる。

J-クレジット制度の適用条件とポイント

J-クレジット制度を実施するにあたり、適用条件を事前に確認する必要があります。

① 過去（直近2カ年以上）の中干し期間を記録していること
 『記録していない場合、これから2年間記録を取ったうえで申請する。その記録が「延長しない日数としての基準」になるので、延長せず、必要な期間だけ実施する。過去の記録がないにもかかわらず延長に取り組んだ場合、過去と比較して延長した事実が証明できないことから、クレジットの対象にならない。
② 中干し実施に関する生産管理記録が必要
 『生産者、農業法人の従業員等が作成した書類（電子データを含む）であること。出荷先の農協等が示す様式、農業者が利用する営農支援ツールの様式等にしたがい、記録事項が体系的に記載されたものであること。
③ 年間CO₂相当100t以上の削減プロジェクトであること
 『年間排出削減量は「プロジェクト実施水田の水稲作付面積×所在地域・排水性・施用有機物別の排出係数×30%」という計算式で算出する。所在地域によって係数が変わるので地域差があるが、100～28ha以上の面積が必要になる。
④ 一事業者単体ではなく複数事業者の共同プロジェクトとしても実施できる
 『地域別の係数による必要面積を満たさない場合、協議会などの受け入れ母体をつくり、事業者単体ではなく複数事業者の共同プロジェクトとして実施すれば条件は満たされる。
⑤ 水田の排水性によって排出削減量が異なる
 『プロジェクトを実施する水田の日減水深（1日あたりの田面水の浸透・蒸発速度）を実測し、規定中などの排水性に該当するかを決定する。実測は、1人の取組実施者が管理する水田ごとに1カ所、プロジェクトの開始年に1回行なう。
 J-クレジット制度は、補助金を受けることがゴールではなく、排出削減した炭素をクレジットとして企業等に販売することで利益を出し、継続していくことが目的となります。中小規模の事業者も協議会などの形式でプロジェクトに参加できることが大きな特徴です。特に新規就農者の中には、自然との密接な結びつきから農業という職業を選んだ人も多いのではないのでしょうか。
 同じ地域の中で「脱炭素」という共通の目標を掲げた大小さまざまな規模の事業者が共同でプロジェクトを実施することで支えあい、持続可能な農業経営の一助となる可能性を秘めているのです。